

「窓口両替手数料」「窓口現金整理手数料」の取扱変更および「破産管財人・相続財産清算人等口座開設手数料」の改定・新設

当行では、以下の手数料を2025年10月1日（水）より一部変更・改定・新設いたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 「窓口両替手数料」「窓口現金整理手数料」の取扱変更

① 対象取引（複数枚での払戻請求書によるご預金の払出し）の追加

- ・2枚以上の払戻請求書によりご預金の払出しをされる場合は、金種指定の有無に関わらず、紙幣・硬貨の合計枚数に応じて「窓口両替手数料」を頂戴します（新券でない1万円券は枚数から除きます）。

② 旧紙幣・旧硬貨・記念貨幣の取扱変更

- ・旧紙幣・旧硬貨・記念貨幣は、両替のお取り扱いを終了いたします。
- ・旧紙幣・旧硬貨・記念貨幣を預金口座へ入金される場合は、下表の「窓口現金整理手数料」を頂戴します。

旧紙幣・旧硬貨・記念貨幣※の枚数	手数料金額（税込）
1枚以上 100枚以下	990円
101枚以上	100枚毎に990円加算

※対象となる旧紙幣・旧硬貨・記念貨幣の種類については店頭窓口までお問い合わせください

2. 「破産管財人・相続財産清算人等口座開設手数料」の改定・新設

- ・下表の預金口座を開設する際は、口座開設手数料を頂戴します。

対象口座※	手数料金額（税込）
破産管財人名義の新規開設口座	【現 行】 1,100円
相続財産清算人、相続財産管理人名義の新規開設口座	<u>【改定後】 16,500円</u>
不在者財産管理人、遺言執行者、遺産整理受任者名義の新規口座開設	<u>【新 設】 16,500円</u>
上記以外で財産の一時管理を目的とする新規口座開設	

※当行が取り扱う遺言信託・遺産整理業務に付随する口座については対象外

以上